

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

2026年4月1日
遠軽信用金庫

遠軽信用金庫は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場づくり対策として各種施策の目標達成に向け、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、次の行動計画を作成する。

記

1. 計画期間

2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とする。

2. 内容

(1) 育児休業の取得率に関する事項

目標1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上とする。

- (1) 男性職員・・・取得率50%以上
- (2) 女性職員・・・取得率80%以上

<対策>

2026年4月～

- ① 本人又は配偶者の妊娠が判明した際には、育児休業制度、育児休業給付金及び社会保険料免除等の制度内容について説明を行う。
- ② 産休取得予定者や育児休業中の職員と面談を行い、休職・復職への不安を解消する。
- ③ 育児休業期間中の代替要員を確保する。

(2) 時間外勤務に関する事項

目標2 フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月25時間未満とする。

なお、労働時間は各月ごとに以下のとおり算出する。(小数第1位以下切り捨て)

計画期間の終了日の属する事業年度における全フルタイム
労働者の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数

全フルタイム労働者の数

<対策>

2026年4月～

- ① ノー残業デーを導入し、時間外労働削減のための措置を講じる。
- ② 産業医、人事担当者及び職員会の代表等を構成員とした衛生委員会を毎月開催し、時間外労働の削減等について審議する。
- ③ イン트라ネットで一人当たりの時間外勤務時間を毎月公表し、時間外労働の削減を図る。

(3) 年次有給休暇の取得率に関する事項

目標3 全職員の年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<対策>

2026年4月～

- ① 結婚や誕生日などの記念日における休暇取得を推奨する。
- ② 産業医、人事担当者及び職員会の代表等を構成員とした衛生委員会を毎月開催し、年次有給休暇の取得促進等について審議する。
- ③ イン트라ネットで年次有給休暇取得率を毎月公表し、年次有給休暇の取得促進を図る。

(4) 健康保持増進に関する事項

目標4 全職員の健康保持増進を図る。

<対策>

2026年4月～

- ① 職員及び配偶者への人間ドック等の受診を推奨する。
- ② ストレスチェックを実施する。
- ③ 部活動を助成する。

以上